

軽井沢町の農地区分

区分	要件	許可基準	不許可の例外
農用地 区域内 農地	農用地区域内にある農地	原則として許可できない	①土地収用法等による事業認定等の告示があった事業 ②農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に供するもの ③仮設工作物その他の一時的な利用に供するために行うもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないもの
第1種 農地	集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地（おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地など）	原則として許可できない	①土地収用法等による事業認定等の告示があった事業 ②仮設工作物その他の一時的な利用に供するために行うもの ③農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設 ④地域農業の振興に資する施設 ⑤市街地に設置することが困難又は不適當な施設 ⑥特別の立地条件を必要とする事業 ⑦隣接地と一体として同一の事業の目的に供するもので、第1種農地の面積が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積が5分の1を超えないもの ⑧公益性が高いと認められる事業 ⑨地域整備法に従って行われる場合 ⑩地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合
甲種 農地	市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地	原則として許可できない	第1種農地の①～④、⑥～⑩に同じ (細かい内容については第1種農地と甲種農地では違いがあります。)
第2種 農地	①第3種農地の区域に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地 ②農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地以外の農地	周辺の他の土地で事業の目的を達成できる場合には、 原則として許可できない	第1種農地の①、③～⑤、⑧～⑩に同じ
第3種 農地	市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地（都市計画法の用途地域など）	原則として許可	

※軽井沢町には、甲種農地の要件に該当する農地はありません。